

保育施設利用確認書

保育施設利用申込みにあたり重要事項の確認となりますので、必ずお読みいただき、確認欄にチェックのうえ署名（裏面）し、提出をお願いします。

●教育・保育給付支給認定証の有効期間と保育利用期間・利用内容について

		確認欄
1	入所審査に必要な書類に虚偽の申請があった場合には、入所を取り消します。	<input type="checkbox"/>
2	入所後、勤務・家庭状況（仕事の状況、妊娠・出産、引越しなど）に変更が生じた場合は、「常総市役所こども課」又は「石下庁舎暮らしの窓口課」で必要な手続きを行ってください。 ※認定保護者が、常総市民以外の方は、お住まいの市区町村窓口で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
3	入所中であっても、次のような場合は退所となります。 ・教育・保育給付支給認定証の有効期間が終了したとき。 ・1か月以上休所するなど、保育の必要性がなくなったとき。	<input type="checkbox"/>
4	求職活動における認定期間は、支給認定日より3か月間です。 就職が決まった場合は、認定期間内に変更認定申請の手続きを行ってください。また、就労開始日から1か月以内に「就労証明書」を提出してください。 認定期間内に就職が決まらない場合又は就労証明書を提出されない場合は退所となります。 ※認定保護者が、常総市以外にお住まいの場合は、その市区町村が定める期間となります。	<input type="checkbox"/>
5	妊娠・出産を理由としての認定期間は、 出産予定月の8週間前の日が属する月の初日から、出産日から8週間後の翌日が属する月の末日まで となります。ただし、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合は、支給認定証の変更認定申請の手続きを行うことにより、継続入所が可能となります。 ※認定保護者が、常総市以外にお住まいの場合は、その市区町村が定める期間となります。	<input type="checkbox"/>
6	育児休業後、 職場復帰した場合は、職場復帰したことを確認するため、1か月以内に「就労証明書」を提出 して変更認定申請手続きをしてください。 提出されない場合は、退所 となります。	<input type="checkbox"/>
7	育児休業における認定の最長期間は、育児休業の対象となっている児童が満1歳となる年度の年度末まで となります。	<input type="checkbox"/>
8	児童の送迎は認定を受けた保育利用時間に沿って、各保育施設が定める時間内に行ってください。また、各保育施設が定める時間以外を利用する場合は、延長保育料が発生する場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	「保育が必要なことを証明する書類」について ① 証明日・申告日より3か月間以内が有効 となりますので、「保育が必要なことを証明する書類」の日付が申請日より3か月を過ぎている場合は、再度、最新の「保育が必要なことを証明する書類」を提出してください。 ② 訂正には代表者の訂正印が必要となり、修正液、修正テープ等を使用した訂正は無効 となります。 ③ご提出いただいた「保育が必要なことを証明する書類」について、勤務先等に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
10	年度途中で3号から2号に認定が年齢到達により変更となる児童（2歳から3歳になる児童）は、3歳となる月の翌月にこども課から2号認定書を送付します。	<input type="checkbox"/>
11	利用開始当初は児童が施設に慣れるための「ならし保育」があり、認定された利用時間に関わらず、お迎えの時間が早くなります。 利用開始日より前に「ならし保育」をすることはできません。 転所された場合も同様にならし保育があります。ならし保育の期間については、各保育施設及びお子様の状況により判断します。	<input type="checkbox"/>
12	保育施設内定後に、 内定した保育施設を辞退し、別の保育施設を希望される場合には、再度申請が必要となります。 （再申請した月から2か月後が入所可能な月になるため、入所時期が遅くなり、状況によっては入所できない場合もあります。）また、必ず「保育施設利用申込取下届及び支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>

★裏面もあります。

●保育料・副食費に関することについて

確認欄

1	保育認定事由「就労」で入所された方で、扶養範囲内で勤務される方（控除対象配偶者）についても、市区町村民税の情報が必要となります。保育料・副食費は市区町村民税額により算定しますので必ず税の申告を行ってください。	<input type="checkbox"/>
2	保育料・副食費は、 未申告等により住民税不明の場合には、最高額で算定します。	<input type="checkbox"/>
3	保育料・副食費は、世帯の市区町村民税額により算定しますので、離婚されても児童と同居している場合や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の税額を合算のうえ、保育料・副食費を算定します。また、父母が非課税の場合、同居している祖父母等の市区町村民税額を合算し、保育料・副食費を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
4	市区長村民税額や、世帯状況等が変更になった場合は、保育料・副食費も変更となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	保育料・副食費は毎月期日までにお支払いください。 ※公立保育所保育料・副食費及び私立保育園の保育料については、原則として口座振替とさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
6	保育料・副食費に滞納がある場合、児童手当を窓口払いとし、納付相談をさせていただきます。 また、自宅・職場への訪問徴収の他、預貯金や給与、財産差し押さえ等、滞納処分の対象になります。	<input type="checkbox"/>

常総市長 殿 以上のことについて確認し、了承しました。 令和 年 月 日	認定保護者氏名(父)	
	認定保護者氏名(母)	
	※ 本人の自署をお願いします。	